

大宰府史跡出土木簡

酒井芳司

はじめに

大宰府史跡および大宰府条坊跡の調査では、今日までに一三一六点の木簡出土が報告されている。本稿では、大宰府史跡の官衙から出土した古代木簡を中心として検討し、木簡からみた大宰府成立期の様相、大宰府の組織、大宰府と西海道諸国や中央政府との関係について考えたい（本稿で論及する木簡の出土地点は図1参照）。

第一章 木簡からみた大宰府成立期の様相

大宰府史跡第四次調査蔵司西地区は、大宰府政厅跡中軸線から西に約三〇〇mの地点で、東側の蔵司、西側の来木という二つの舌状台地にはさまれた地域であり、北方の坂本集落から台地の間をぬつて南下する流路があつたと想定される。調査区東半部のNトレーナーで検出された南北溝から九点の木簡が出土した。⁽¹⁾

木簡群の時期は、遺構と内容により、七世紀末から八世紀初頭である。この時期は、筑紫大宰から大宰府へと転換して行く時期であり、この木簡群は、成立期の大宰府について考える上で貴重である。木簡の内容をみると、三号は「久須評」（後の豊後国玖珠郡）の銘がある荷札であり、また、五号も当初の形態は不明であるが、「□年里五戸」の銘があるため、荷札の可能性がある。これらは、筑紫大宰が、持統天皇三年（六八九）の飛鳥淨御原令施行にともない、管内諸国島から調庸を徴収する権限を確立させたことによつて、もたらされたものである。

また一号は「里長」が差出となつた文書木簡で、「疾病為依」といった内容や古代の識字率から考えて、民衆よりも、郡（評）司などに宛てたものであろう。四号は貸稻（出舉）の記録簡であり、六号も稻受給に関わる申請文書とみられることから、郡（評）衙などと関わる可能性があり、筑紫大宰に関わる施設とともに、郡（評）に関する施設が、七世紀後半に造営された政厅一期建物や蔵司地区の近隣に存在したことを想定しうる。



図1 大宰府政庁周辺官衙配置図

九州歴史資料館『大宰府政庁跡』Fig. 5を改変。

ただしこれは、出雲・下野・阿波国府などで指摘されるよう⁽³⁾な、地域首長の影響力を大きく評価することには直結しない。大宰府の造営にあたって、四王寺山から派生する低丘陵を削平したり、谷間を埋めたりして、弥生・古墳時代の遺跡を破壊した可能性が指摘されており⁽⁴⁾、政庁跡周辺には大規模な古墳群も知られない。筑紫大宰が政庁Ⅰ期掘立柱建物の時期に、評閥連施設と連携しながら支配を行った可能性はあるが、礎石建ち瓦葺きの政庁Ⅱ期建物が造営された八世紀第Ⅰ四半期後半以降には、そのような痕跡は見えない。そもそも大宰府造営以前に地域首長の古墳が存在したとしても、それらが破壊されたことが考えられるならば、地域首長の影響力は過大には評価できないであろう。

第二章 木簡からみた大宰府の組織

大宰府史跡第二六次調査における政庁Ⅱ期の北面築地SA五〇五東北隅部の調査では、SA五〇五と接する形で、建物SB五〇〇が検出された（SB五〇〇は、掘立柱建物SB五〇〇aと礎石建物SB五〇〇bの時期がある）。この建物とSA五〇五の間に位置する土壙SK五一四とSA五〇五の下層になる腐植土層等から合計九三〇点の木簡が出土した⁽⁶⁾。

政庁Ⅰ期建物と関連を持つ木簡は、SA五〇五とSB五〇〇aの

整地層下の第Ⅱ腐植土層出土の二四点と第Ⅲ腐植土層出土の四点である。第Ⅱ・Ⅲ腐植土層は同時期に堆積し、政庁Ⅱ期の北面築地に先行する。この腐植土層は、多量の植物遺体を含み、北面築地の北方にのびているため、築地北側の官衙から投棄されたとみられる。政庁の西北に隣接する政庁後方地区（大宰府史跡第二四・一〇二・一〇五次調査）では、七世紀後半から九世紀前半までにわたって掘立柱建物が建てられており、未調査の政庁東北の地域にも官衙の存在は十分に想定できる。

SK五一四是、SB五〇〇aとSA五〇五の整地層である青灰色砂質土層から掘り込まれており、八八七点の木簡を出土した。木簡の廃棄主体の所在地としては、SB五〇〇が想定され、木簡群は意識的かつ短期間のうちに投棄されたものと推定される。木簡の時期は、SK五一四から共伴した土師器が八世紀中後期のものであり、この年代観と木簡の内容は矛盾しない。

第Ⅲ腐植土層から出土した二号木簡は、筑前國の古称である「竺志前」の銘があるので、筑紫國が分割された持統天皇三年（六八九、前後を上限とし、「筑紫前國」の銘と和銅六年（七一三）の銘がある大野城市牛頸ハセムシ窯跡出土刻書須恵器の示す和銅年間（七〇八～七一五）頃を下限とする。「軍布」「古」などの用字も藤原宮跡出土木簡にみえる。

二号に「竺志前贊」と記された海產物は、「御贊」や「大贊」と

して中央に貢進されたものではなく、筑前國沿岸部の海部を中心に設置された厨戸が、大宰府に貢進したものとみられる。⁽⁹⁾これを「寸分」もしくは「等分」駅に留めた理由は、「万葉集」から夷守駅や蘆城駅で官人の遷任や駅使の送別に際して餞別の宴が開かれていたことが知られ（四一五四九～五五一・五六五～五七一）、国司館での餞別は「国厨之饌」で賄われたともあることから（一九一四二五〇）、厨戸の厨である津厨に対して、大宰府所用の「贊」の一部を駅での饗宴等の食材として割き留めることを、大宰府が命じたと理解される。木簡は命令執行後に照合・確認のため、大宰府に返送され、廃棄されたのだろう。二号は、政庁Ⅰ期段階で政庁東北の地域に所在した官衙が廃棄した可能性があり、七世紀末以降、大宰府の総務的な主厨司的機能を持つ官衙が所在したことを推測させる。

つぎに、SK五一四出土木簡群には、大宰府諸司に配属された書生（三一・四四号）、使部（四号）、膳（部）（四九号）、諸司及び大宰府高官に配属された仕丁（六号）などがみえるのが特徴である。

また、「物守仕丁」（大日本古文書編年文書）二一三九七・四二九、五一九四、八一五四三～五四四）の用例から、四八号の「長一人物守」も輸送物や倉入り前の物品の番を担当する仕丁の一種と推定される。さらに、五四号「柴取」、五五号「草取」も仕丁に課せられた労働内容を示す。『延喜式』民部下44大宰仕丁に官人や大宰府の諸司など、仕丁の配属先が記されているが⁽¹⁰⁾、木簡の内容からは、仕丁の配

属先はうかがえない。

従来、文献史料で知られていた下級官人などの職名が確認されたことは重要である。ただ、文献にみえていた配属先と遺構とを具体的に結び付けることは難しい。SK五一四出土木簡は一括性が高い史料群であり、解状の文言や漢籍名、役職名などを習書した大量の削り屑の存在は、これを廃棄した組織体に、実務の中核を担つた書生などが多く出仕し、日常的な政務を行つてゐることを示す。しかし帥の俸禄、布の交易、仕丁、軍団や筑前國の政務など、木簡の内容が多岐にわたるため、個別の職務を分掌する現業官司よりは、「政所」のような総務的官司が想定される。

第三章 木簡からみた大宰府と西海道・中央との関係

政府跡の南側正面は広場になつており、この広場の西に隣接し、東から西に並んで、不丁地区、大楠地区といふ溝で区画された官衙域が存在する。広場と不丁地区を区画する南北溝がSD二三四〇、不丁地区と大楠地区を区画する南北溝がSD三二〇である。

SD二三四〇は、溝心で政府中軸線から西に一〇四m離れており、八世紀初頭前後に開鑿され、八世紀中葉の天平年間（七二九～七四九）に埋没した。この溝からは、大宰府史跡第八三～八五・八七・九〇・九八・一二四次の七次にわたる調査で一八六点の木簡が出土

した。⁽¹¹⁾ 不丁地区は大宰府史跡第一八七次調査で、従来南限と考えた東西溝SD二〇一五の南側にも広がることがわかり、全体で北から南へと三つの区画に細分される。⁽¹²⁾ 本稿では、SD二三四〇から出土した木簡のうち、大宰府と西海道・中央との関係を考える上で重要な付札について検討する（本稿で付札という場合は荷札と整理用付札を含む広義の概念）。

SD二三四〇からは、確認された総延長一四一mのほぼ全体にわたって木簡が出土し、木簡は八世紀中葉以前におさまる。不丁地区的北側区画から南側区画まで建物が立ち並ぶのは、Ⅲ期（八世紀後半）からであり、木簡群と同時期のⅠ期（八世紀前半～中頃）・Ⅱ期（八世紀中頃）には、中央部の区画を中心とする。⁽¹³⁾ SD二三四〇の北端は確認されておらず、北側の藏司地区の官衙から廃棄された可能性もあるが⁽¹⁴⁾、藏司地区の南限として東西築地SA一四一〇があり、藏司からの投棄の際に障害となるかも知れない。大楠地区は、八世紀後半から建物が営まれ始め、一一世紀まで建て替えが継続的に行われており、建物がSD三二〇以東の官衙より小さく、建物群に多くの井戸を伴うので、官人の居宅等の施設が配置されたと考えられる。⁽¹⁵⁾ 以上より、SD二三四〇出土付札の廃棄主体の所在地は、不丁地区の中央部区画の可能性が高い。

SD二三四〇からは、紫草の付札が多く出土する。賦役令1調絹絶条では、正丁一人に紫三両と規定され⁽¹⁶⁾、『延喜式』民部下53諸国

別貢雜物・同54大宰調物から、日向八〇〇斤と大隅一八〇〇斤の紫草および各種の染造品、同63交易雜物から、五六〇〇斤の紫草の貢進が課せられたことがわかる。染料としての紫草だけでなく、布帛類の貢進も課せられ、これらは貢上染物所や「延喜式」式部上106採銅所勘籍にみえる大宰府染生が担当したであろう。賦役令の「兩」や「延喜式」の「斤」は精製して粉末となつた状態、付札にみえる「根」はそれ以前の植物としての状態を表したものと考えられる。⁽¹⁸⁾

紫草は賦役令1調絹絶条によれば、調副物であつたが、養老元年(七一七)に調副物と中男の調を廃止し、中男作物を課した(『続日本紀』養老元年十一月戊午条)。後は、中男を役したり、また豊後国では、国司が紫草園での紫草の種蒔き、収穫、大宰府使検校の隨行のために巡行し(『大日本古文書編年文書』一一四三、四九、五四~五五)、大宰府と豊後国の監督下で生産していたので、雜徭によつたりしたと考えられる。⁽¹⁹⁾なお一般に、調の荷札には名前が書かれるが、中男作物の荷札には個人名を明記しない。⁽²⁰⁾

筑前国内の郡名が書かれた紫草の付札は、書式や大きさに共通性がみられる。倉住靖彦氏は、墨書のない完形の付札(六〇三三型式)も第八五次調査で五点出土しており、紀年もないことから、大宰府が付けた整理用付札と考えた。⁽²¹⁾

紀年がないことについては、平城京二条大路で出土した筑紫大宰が進上した紫草の種子の付札(『平城宮出土木簡概報』二二一四〇、三

一一三二)にも紀年がなく、これが大宰府作成の荷札と考えられることから、必ずしも整理用付札とする根拠にはならない。筑前国を通じた共通性に着目すれば、神龜三年(七二六)~天平宝字元年(七五七)に存続した筑前国司⁽²²⁾が作成した可能性もある(筑前国府は太宰府市觀世音寺、または同市通古賀に所在したと推定される)。

筑前国の付札の規格性と関連して、第八五次二二三号の筑前国夜須郡から調として納められた苦一張の荷札について考えたい。この荷札は、筑前国の紫草の荷札とほぼ同じ法量で、やや作りが丁寧である。裏面には別筆で「調長大神マ道祖」の署名があり、荷札の作成主体が調長と別である可能性を示す。養老元年(七一七)の調副物と中男の調廃止により、苦は調副物(賦役令1調絹絶条)から中男作物(『延喜式』主計上⁴中男作物)へと変わったので、この荷札は養老元年以前のものである。⁽²³⁾この時期、苦と紫草はともに調副物である。これから、筑前国の紫草の荷札も同じ様式だつたであろう。また後の紫草の荷札の規格性をふまえると、筑前国では、苦の荷札にも規格性があつた可能性がある。

第四五次調査觀世音寺東辺築地東面部SK一二八五出土の八世紀中頃の五一号墨書須恵器皿に「調長」とあり、郡雜任である調長が大宰府に滞在することがあつたであろう。養老元年以前は大宰府が筑前国を兼帶していた時期にあたることも考慮するならば、八五次一二号の調長の自署は、大宰府で夜須郡の調長が調の収納に立会つ⁽²⁴⁾

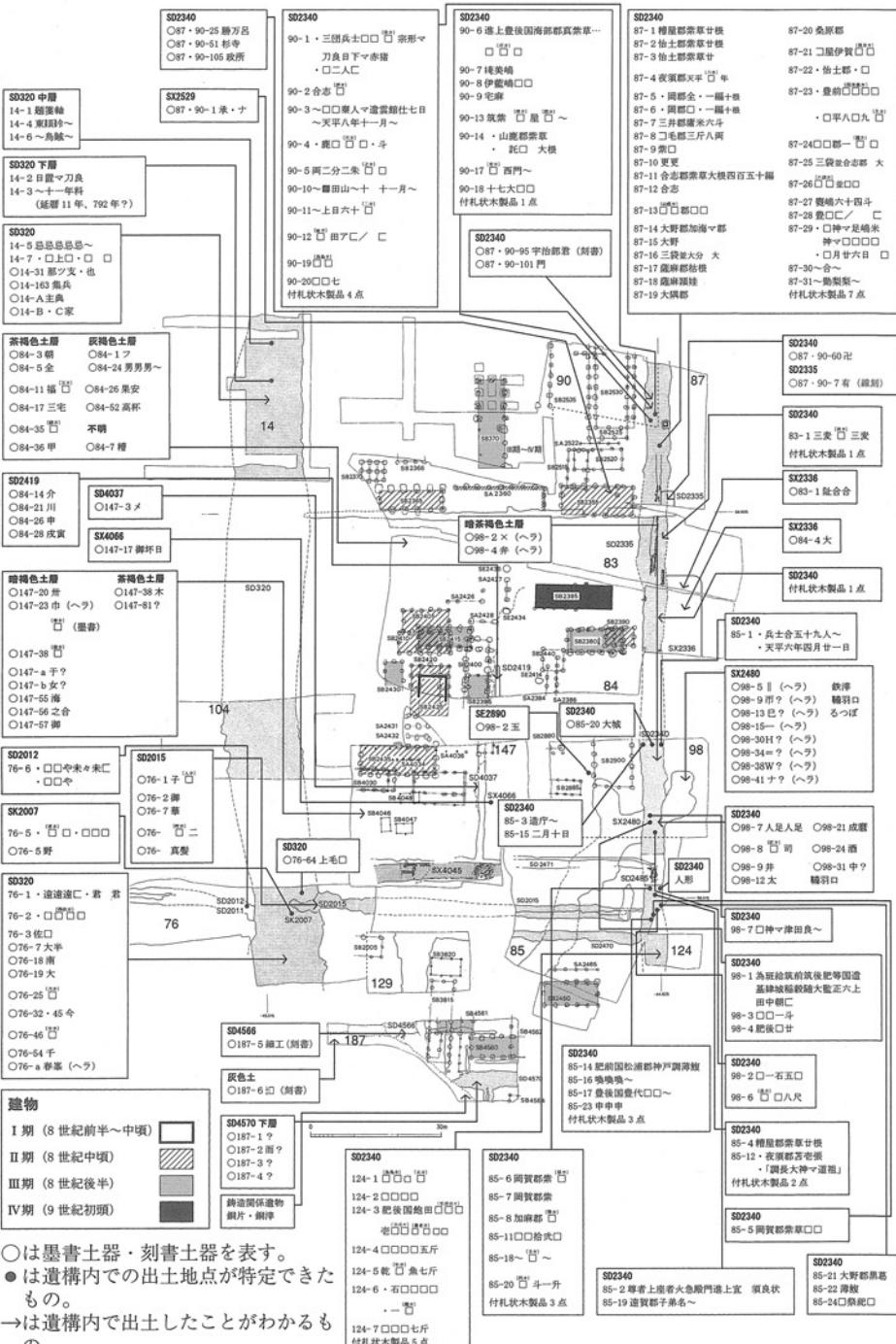


図2 不干地区周辺の木簡 墨書き・刻書き土器出土地点

九州歴史資料館『大宰府史跡発掘調査報告書Ⅱ 平成13・14年度』2003年
Fig.54不工地区主要遺構配置図を改変

た際に、大宰府が用意していた付札に署名した可能性がある。

筑前国以外の国の郡名の付札は、大きさや形態が多様である。同じ国内の郡、あるいは同じ郡名がある付札どうしでも、書式や形態が異なる。例えば、豊後国大野郡（八五次二一号、八七次一四・一五号）、肥後国合志郡（八七次一一・一二号、九〇次二号）、肥後国山鹿郡・託麻郡（八七次一三号、九〇次九・一四号）、薩摩国（八七次一七・一八・二七号）である。いっぽう、国の単位で形態が類似するのは、大隅国（八七次一九・二〇号）で、南島である奄美嶋と伊藍嶋の付札は書体が共通する（九〇次七・八号）。

以上より、豊後・肥後・薩摩の郡名の付札は多様であり、郡が作成した荷札である可能性を示す。なお九国の中でも成立が遅い大隅⁽³⁷⁾国や南島の付札には規格性がみられ、荷札が付いていなかつたために、大隅国や大宰府が作成して付けた付札である可能性がある。また、八七次一六号「三袋並大分大」・一二五号「三袋並合志郡大」など国を越えた型式、書式の共通性を持つものは、大宰府で作成したと考えられるが、それぞれの袋に郡や国で作成した荷札が付いていた可能性は残る。

筑前国の紫草の荷札は、他の西海道諸国に比べて規格性を持つ。

これは、大宰府が筑前国をかつて兼帶していた関係で、大宰府が直接に監督する統一的な紫草の生産管理と物品管理の方式を筑前国が大宰府から引き継いだからであろう。苦の荷札の例もふまると、

勘査の際には、物品を持参した郡雜任立会いのもとで、筑前国が用意した荷札を付けていたのではないかと推測する。

SD二三四〇における木簡の出土状況を見ると、付札とそれ以外の帳簿や文書木簡とは、それぞれがまとまって出土している（図2）。ここから、木簡は当初、投棄された位置をそれほど動いていないこと、木簡、墨書き・刻書き土器から推定されるような、匠司・貢上染物所・細工⁽²⁸⁾所などの工房的官司と、政所などの事務的官司とが不丁地区に存在し、それぞれが投棄した木簡群がまとまって、ほぼそのまま埋没していたことを指摘できよう。その際、建物が存在する中央部区画のすぐ東側ではなく、北側や南側の区画など、八世紀前半には建物が建っていない地域の溝に投棄している点も興味深い。

さらに、九〇次二号「合志^(評ガ)」⁽²⁹⁾のような七世紀後半の荷札から八世紀半ばの天平年間までの荷札がまとまって出土しており、この年月の間、藏司などに蓄積されて来た税物を消費する際に荷札を取り外して投棄したと考えられる。このことと、荷札の紫草の単位が精製される前の「根」であること（天平九年度豊後國正税帳にも「掘紫草根」とある〔大日本古文書編年文書〕一一四三、四九、五五）をあわせ考えると、紫草関係の荷札は、勘査の際ではなく、管内諸国から集積されていた紫草を貢上染物所（または前身官司）が精製する際に取り外して投棄したのだろう。なお貢上染物所などが投棄した荷札と別に、勘査用に物品名や数量を明記した荷札が別にあり、大宰府が

勘査に際して外した可能性は残る。

最後に、平城宮・京跡出土の西海道木簡と大宰府史跡出土木簡との関係を考える。平城宮第二次内裏北の外郭地区にあるSK八一〇から出土した西海道諸国が納めた調綿の荷札（『平城宮木簡』一一二八三一三一〇・六八〇）は、すべて広葉樹のシイ製で、国と年次を越えた共通性があることから、大宰府で一括して作成されたと考えられる。⁽³⁰⁾ 第二次内裏東方のSD三〇三五から出土した筑後国の煮塩年魚の荷札（『平城宮木簡』一一二一八七二三八八）や、前出の二条大路から出土した紫草の荷札とともに、広葉樹であることと、切り込みの形状が丸みを帯びた台形であることは、大宰府が作成した貢進物荷札の特徴⁽³¹⁾である。

平城宮・京跡出土の西海道木簡との関係で注意すべきSD一三四〇出土木簡として、平城宮出土の調綿木簡と良く似た書式の一一二四次三号がある。倉住氏は、平城宮出土のものは「某国某郡調綿壹佰屯」の下に「四両」と紀年があるが、一二四次三号は四つの小文字があるのみであることを指摘する。⁽³²⁾ 赤外線カメラを使用した再調査の結果、「四両」は確認できないが、未解読の小さな四文字のうち一二文字目が「養老」と判読でき、書式が類似することが確認できた。再検討した糸文は「肥後國飽田□□□壹□□」^{[郡調綿カ] [伯屯カ] [養老カ]}となる。しかし、樹種は肉眼観察では針葉樹と思われ、また切り込みが台形ではなく三角形であることも考慮すると、樹種と形態の面で、

大宰府が作成した貢進物荷札の特徴を備えていない。

この点に関連して、西海道の調綿木簡は、一〇〇屯単位で府庫に置かれていた綿の梱包を解かずにそのまま貢進し、そのとき付いていた旧荷札（諸国から進上された荷札）の内容を新荷札に転記した可能性が指摘されており、一二四次三号は諸国進上の荷札に相当する可能性がある。⁽³³⁾ 大宰府が中央に貢進する物品の荷札は広葉樹製であることが特徴だが、大宰府管内で使用される木簡は、広葉樹製の割合が他地域より多いものの、針葉樹製のものが多い。⁽³⁴⁾

この他、九〇次六号「進上豐後國海部郡真紫草：□□□」も原形

は不明ながら、一条大路出土の紫草の荷札と似た内容と形態である。⁽³⁵⁾

樹種は、肉眼観察では、二条大路出土のものと同じく広葉樹である。失われた冒頭部分に「筑紫大宰」のような文言があつた場合、中央に染料として貢進する予定の紫草を大宰府が染物に使用することに変更し、廃棄した大宰府作成の荷札となる。

なお、二条大路出土の紫草の荷札には「筑紫大宰進上」とあるが、調綿の荷札には大宰府の名がなく、国郡名のみであるのは、調綿の場合は、国が勘査し、荷造りした綿一〇〇屯を京に転送するのに対して、紫草の場合は、根の状態のものを染料として使えるようになり、大宰府が何らかの加工をして進上するので、「筑紫大宰進上」と書かれているのではないだろうか。

八世紀前半以前の大宰府は、郡や国が作成した荷札を整理に利用

したり、内容を転記して中央に送る荷札を作成したりしていた。さらには、貢納者がほとんど書かれていない。このことから、郡が貢納者を把握して徵税に直接の責任を負い、国や大宰府は、税物の数量や品質の確認に主たる責任を負ったと理解される。しかし、中央に送る予定で精製した紫草を大宰府で消費していることから、大宰府に収納された税物は、ただ大宰府を素通りして中央に送られるのではなく、蓄積された税物をどのように運用して中央の需要に応えるかは、大宰府の裁量に任されていたと言えよう。

むすび

大宰府成立期の様相は、古墳時代以来の遺跡との関連に注意しながら明らかにする必要があり、また木簡と政周周辺官衙の遺構と遺物をあわせ考えつつ、大宰府部内官司の比定をしなければならない。管内諸国との関係については、九州各地出土の文字資料との比較や諸国における生産、流通、九州各地の植生などもふまえた検討が必要である。推測に推測を重ねた上、多くの課題を残して本稿を擱筆する。伏して諸賢のご叱正を賜りたい。

註

(1) 第一章の記述は、福岡県教育委員会『大宰府史跡昭和四十五年度発掘調査の概要』一九七一年、一一〇三六頁、拙稿「大宰府史跡藏司西

地区出土木簡の再検討』(九州歴史資料館研究論集)三〇、二〇〇五年)による。

(2) 平野邦雄「大宰府の徵稅機構」(律令国家と貴族社会)吉川弘文館、一九六九年)三三二頁。

(3) 森公章「国宰、国司制の成立をめぐる問題—徳島県觀音寺遺跡出土木簡に接して」(歴史評論)六四三、二〇〇三年)一六頁。

(4) 赤司善彦・橋口達也「太宰府市来木出土の弥生前期土器」(九州歴史資料館研究論集)一七、一九九二年)九六一九八頁、橋口達也「太宰府史跡出土の特異な柱状片羽石斧」(同)一八、一九九三年)六三頁。

(5) 太宰府市史編集委員会『太宰府市史考古資料編』太宰府市、一九九二年、七一〇七三頁。

(6) 第二章の記述は、九州歴史資料館『大宰府政庁跡』二〇〇一年、三〇九一三一三頁(松川博一氏・酒井執筆)、四一五一四二二頁(松川氏執筆)による。

(7) 九州歴史資料館『大宰府史跡昭和六十二年度発掘調査概報』一九八八年、二三頁。以下、大宰府史跡の年次概報は「昭和六十二年度概報」のように表記する。

(8) 註(6)前掲報告書、八二頁。

(9) 板楠和子「主厨司考」(『大宰府古文化論叢上巻』吉川弘文館、一九八三年)四八九頁。

(10) 「延喜式」の条文番号は、虎尾俊哉編『延喜式上』集英社、二〇〇〇〇年卷末の「条文番号・条文名一覧」による。

(11) 九州歴史資料館『大宰府史跡出土木簡概報(二)』一三頁、「昭和五十八年度概報」、「昭和五十九年度概報」、「昭和六十一年度概報」、「平成二年度概報」。なお、不丁地区出土木簡の番号は年次概報による。

- (12) 九州歴史資料館「大宰府史跡発掘調査報告書Ⅱ平成十三・十四年度」二〇〇三年、七九頁。
- (13) 「昭和五十八年度概報」九四・九六頁。
- (14) 「昭和五十九年度概報」一〇五頁。
- (15) 「昭和五十四年度概報」六、二一、三〇・三一頁。
- (16) 「昭和六十年度概報」六八・七六頁。
- (17) 養老律令の条文番号は、日本思想大系『律令』岩波書店、一九七六年による。
- (18) 「昭和五十八年度概報」一〇五頁。
- (19) 平野氏註(2)前掲論文、三三四・三三五頁。
- (20) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡一解説』一九六九年、五一頁。
- (21) 「昭和五十八年度概報」一〇三・一〇四頁。墨書のない付札は、六〇三一型式(推定)は九〇次調査で一点、六〇三三型式は八七次調査で一点、六〇三三型式は八七次調査で一点、六〇三九型式は八三・八四次調査で各一点、八五次調査で三点、八七次調査で五点、九〇次調査で四点、一二四次調査で五点出土。
- (22) 友田那々美「古代荷札木簡の平面形態に関する考察—平城宮・平城京跡出土資料を中心にして」(『木簡研究』二五、二〇〇三年)二五三・二五四頁。
- (23) 倉住靖彦「筑前国司をめぐる若干の検討」(九州歴史資料館研究論集)一三、一九八八年)一二・一四頁。
- (24) 「昭和五十八年度概報」七八頁。
- (25) 九州歴史資料館『觀世音寺—遺物編2』二〇〇七年、四八六・四八七頁。
- (26) 倉住氏註(23)前掲論文、一二頁。
- (27) 『続日本紀』和銅六年(七二三)四月乙未条、井上辰雄「筑紫の大宰と九国三島の成立」(『古代の日本3九州』角川書店、一九七〇年)

一一二頁。

- (28) 「昭和五十八年度概報」一〇五頁、「昭和六十一年度概報」三一・三三頁、註(12)前掲報告書、七八頁。
- (29) 「昭和五十九年度概報」五四頁。

(30) 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年)八四・八五頁。

- (31) 註(22)、鬼頭清明「西海道荷札について」(『古代木簡の基礎的研究』)一九九三年)二二・六頁。
- (32) 「平成二年度概報」九〇頁。
- (33) 吉川真司「税の貢進」(『文字と古代日本3流通と文字』吉川弘文館、一〇〇五年)四一頁および吉川氏のご教示による。

- (34) 友田氏註(22)前掲論文、一五四頁、金山まど加「大宰府貢綿木簡の再検討」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四八輯第四分冊、二〇〇三年)五九頁。研究集会当日、山本崇氏から大宰府史跡出土木簡の針葉樹と広葉樹の割合について質問を受けた。本稿執筆に際し、SD一三四〇出土木簡全点の写真を検討した結果、針葉樹製が一五九点、広葉樹製が二七点であり、付札七〇点に限ると、針葉樹製が五八点、広葉樹製が一二点と判断される。
- (35) 友田那々美氏のご教示による。